

30 分間の研修に対する K 単位の認定方法について

2023 年 3 月 27 日

協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会に同時開催されるシンポジウム等につきましては、K 単位が付与できます。

30 分の研修であって、下記の 22 項目のいずれかに該当する場合には、K 単位として 0.5 単位を付与することとなりましたので、お知らせします。

項目 1	母子保健	項目 1 2	地域環境衛生
項目 2	学校保健	項目 1 3	職場環境衛生
項目 3	成人・高齢者保健	項目 1 4	パンデミック対策
項目 4	精神保健	項目 1 5	大規模災害対策
項目 5	歯科保健	項目 1 6	有害要因の曝露予防・健康障害対策
項目 6	健康づくり	項目 1 7	テロ対策
項目 7	感染症対策	項目 1 8	事故予防・事故対策
項目 8	生活習慣病対策	項目 1 9	保健医療サービスの安全および質の管理
項目 9	難病対策	項目 2 0	ケアプロセスや運営システムの評価・改善
項目 1 0	要援護高齢者・障害者支援	項目 2 1	医療情報システムの管理
項目 1 1	生活環境衛生	項目 2 2	医薬品・化学物質の管理